



大都都收第357号
平成19年5月2日

国土交通省道路局長 殿

東大和市長 尾又 正則
**東大和市
長之印**

中期的な計画の作成にあたってのご意見の提出について(回答)

平成19年4月2日付国道企第114号をもって依頼があった標記のことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

「道路特定財源」意見書

1 都県境を越えた道路整備について

情報技術の進展や市民ニーズの多様化により、地域を越えた、人の交流、物の流れ等が今後も益々盛んになってくる。こうした中で、都県境を越えた道路整備の必要性が年々高まっている。

当市は、圏央道と外環道に挟まれたそのほぼ中央に位置する中の一市であり、市の北部に狭山丘陵・多摩湖を配し埼玉県と接している。地形の状況から、都県境を越えた環状方向の広域的なネットワークを構築するには難がある。

そのような中、圏央道の整備後も、埼玉県側と連絡する多摩湖の中堰堤上の歩道のない狭い道路が、補助的な幹線道路として利用されているため、交通量も多く危険な状態となっている。また、当該路線は、戦前に造られた堤防上にあり、構造上、耐震性にも懸念がある。

そこで、都県境を越える広域幹線道路的な役割を持つこうした道路について、早期整備が可能となるよう財源確保を図られたい。

2 国庫補助について

国庫補助に係る国の施策展開(市町村道に対する国庫補助の原則廃止)に伴い、現在、当市で事業中の立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線整備に係る国庫補助は、平成14年度までは、補助金(補助率1/2、国費裏負担に起債及び都費を配分)として、支出されていたが、平成15年度からは、一方的に道路整備緊急措置法第5条に基づく「地方道路整備臨時交付金」に変更され、その配当額は、要望額の10%前後まで削減されている。

街路事業について、確保された道路財源を有効に活用し、街路事業の一層の促進が図られるよう国費の増額配分をお願いしたい。

また、この交付金は、平成15年度の制度改正から交付率が1/2から55/100に引き上げになる一方、国費裏については、起債対象とならないことから、下表のとおり一般財源で補完しなければならない状況が続いている。なお、本年度から都費の補助率が大幅に引き上げられる予定ではあるが、あくまでも補助率は上限であり、また、流動的である。

<参考>平成18年度までの補助率

区分	国費	都費	一般公共債	一般財源
通常費	50%	5.0625%	27.5%	17.4375%
交付金	55%	5.0625%	0	39.9375%
差引	5%	0	▲27.5%	22.5%

平成19年度からの補助率

区分	国費	都費	一般公共債	一般財源
通常費	50%	5. 0625%	27. 5%	17. 4375%
交付金	55%	22. 5%	0	22.5%
差引	5%	17. 4375%	▲27. 5%	5. 0625%

このことから、国費裏の起債充当が可能となるよう制度の改正をお願いするとともに、本交付金は平成15年度以降5年間で事業終了(平成19年度)となるため、交付金の事業継続、若しくは交付率を高めた(例:8／10)新たな交付金制度の発足をお願いしたい。

3 公共事業再評価について

平成10年度から国が導入した本制度は、事業の効率性、実施過程の透明性を図る観点から、事業採択後、長期化している事業を対象に評価を行うこととしている。

評価の実施にあたっては、事業種別ごとに費用対効果分析を含む評価を実施し、第三者の意見を求める事業評価監視委員会へ諮問することとなる。

当市においても、平成18年度に「立川都市計画道路3・4・26号東大和清水線」が事業評価の対象となり、費用対効果分析調査委託によりB／C等の計測値を算出した。

これに要した委託費が約200万円であった。本年度についても、「立川都市計画道路3・5・20号東大和武藏村山線」が、平成20年度に評価対象となるため、調査委託費を300万円予算計上している。これら調査費は、補助対象とはならないため全額市負担となっている。

よって、国費の補助対象としての財源補完、若しくは外部委託なしで行える事業種別ごとの費用対効果分析手法の標準化の確立をお願いしたい。

また、一律に事業評価対象とするのではなく、個別の状況を踏まえて再評価の事業を指定することで、経費の抑制を行うべきと考える。

4 道路の維持管理費等への国庫補助金について

街路を始め市道整備を積極的に進めてきたが、年々増加する管理延長に比して、道路の維持補修費の財源確保が困難になっている。振動などによる道路の維持補修に対する広範な要望に対応するため、国庫補助金の新設をお願いしたい。

また、大規模地震への対策として、橋梁の強度調査や架替えに対する費用の補助の導入をお願いしたい。

さらに、街路灯は、防犯の役割も兼ねており、安全で安心のまちづくりに欠くことのできないものである。しかし、設置や維持に多額の予算を要するため、街路灯に関する費用についても補助金の導入をお願いしたい。

東京都東大和市都市建設部

都市計画課計画調整係

担当 吉田